



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年9月11日金曜日 第2099号

◇ 目 次 ◇

| | |
|----------------------------|-----|
| 指定自立支援医療機関の指定..... | 802 |
| 医師の指定..... | 802 |
| 指定医師の所在地の変更..... | 802 |
| 指定医師の辞退の届出..... | 803 |
| 指定自立支援医療機関の指定..... | 803 |
| 指定自立支援医療機関の辞退..... | 803 |
| 地籍調査の成果の認証..... | 803 |
| 県営土地改良事業の事業計画書の縦覧（2件）..... | 803 |

| | |
|-------------------------------|-----|
| 土地改良事業の工事の完了..... | 804 |
| 林業用種子生産事業者の登録..... | 804 |
| 保安林の指定..... | 804 |
| 保安林の指定施業要件の変更..... | 806 |
| 港湾施設の概要..... | 807 |
| 海岸保全区域の指定の一部改正..... | 807 |
| 道路の供用開始（県道三坂松山線）..... | 809 |
| 農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更の承認..... | 810 |
| 道路の区域変更（県道長浜中村線）..... | 810 |
| 道路の供用開始（ " ）..... | 810 |

告 示

○愛媛県告示第1140号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成21年9月11日

愛媛県知事 加戸守行

| 名 称 | 所 在 地 | 開設者の氏名又は名称 | 担当しようとする医療の種類 | 指定年月日 |
|----------|-------------------|--------------|---------------|-----------|
| 千葉薬局 | 新居浜市東田二丁目甲1841番地1 | 木下 善治 | 精神通院医療（薬局） | 平成21年9月1日 |
| 薬局くまの薬生堂 | 大洲市常磐町95-3 | 熊野 省一 | 精神通院医療（薬局） | " |
| なの花薬局梅本店 | 松山市南梅本町甲201-1 | 株式会社共栄ファーマシー | 精神通院医療（薬局） | " |
| さかく調剤薬局 | 八幡浜市向灘字高城229-40 | 株式会社共栄ファーマシー | 精神通院医療（薬局） | " |

○愛媛県告示第1141号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成21年9月11日

愛媛県知事 加戸守行

| 診断する身体障害の種類 | 診療科名 | 病院又は診療所の名称 | 医師氏名 | 同左所在地 | 指定年月日 |
|---------------------|---------|-----------------------|---------|-----------------|-----------|
| 肢 体 不 自 由 | 整 形 外 科 | 宇和島社会保険病院 | 日 野 雅 之 | 宇和島市賀古町2-1-37 | 平成21年9月1日 |
| 肢体不自由・心臓・腎臓・呼吸器機能障害 | 内 科 | 西 条 中 央 病 院 | 森 英 城 | 西条市朔日市804 | " |
| 肢 体 不 自 由 | 神 経 内 科 | 財団法人新居浜精神衛生研究所附属豊岡台病院 | 田 所 利 彦 | 四国中央市豊岡町長田603-1 | " |

○愛媛県告示第1142号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成21年9月11日

愛媛県知事 加戸守行

| 医師氏名 | 旧 所 在 地 | | 新 所 在 地 | | 変 更 年 月 日 |
|---------|-------------|------------------|--------------|----------------|-----------|
| | 病院又は診療所の名称 | 同 左 所 在 地 | 病院又は診療所の名称 | 同 左 所 在 地 | |
| 宇都宮 裕 士 | 旭川荘南愛媛病院 | 北宇和郡鬼北町大字永野市1607 | 医療法人滴水会吉野病院 | 今治市末広町1-5-5 | 平成16年4月1日 |
| 青野 央 | 医療法人弘仁会共立病院 | 西条市三津屋南9-10 | 壬生川耳鼻咽喉科 | 西条市円海寺18-3 | 平成21年9月1日 |
| 加藤文徳 | 住友別子病院 | 新居浜市王子町3-1 | 医療法人こにし産科婦人科 | 新居浜市庄内町1-13-35 | 〃 |

○愛媛県告示第1143号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。
平成21年9月11日

愛媛県知事 加戸守行

| 診断した身体障害の種類 | 診療科名 | 病院又は診療所の名称 | 医師氏名 | 同左所在地 | 届出年月日 |
|------------------------------|------|-------------------|------|-----------------|------------|
| 肢体不自由・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害 | 外科 | 社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院 | 宮宗秀明 | 西条市朔日市字榎ヶ坪269-1 | 平成21年7月31日 |

○愛媛県告示第1144号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。
平成21年9月11日

愛媛県知事 加戸守行

| 名 称 | 所 在 地 | 開設者の氏名又は名称 | 担当しようとする医療の種類 | 指定年月日 |
|----------|------------------|--------------|---------------|-----------|
| 千葉薬局 | 新居浜市東田2丁目甲1841-1 | 木下善治 | 薬局（育成医療・更生医療） | 平成21年9月1日 |
| 薬局くまの薬生堂 | 大洲市常磐町95-3 | 熊野省一 | 薬局（育成医療・更生医療） | 〃 |
| さかろく調剤薬局 | 八幡浜市向灘字高城229-40 | 株式会社共栄ファーマシー | 薬局（育成医療・更生医療） | 〃 |

○愛媛県告示第1145号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関の辞退の届出があった。
平成21年9月11日

愛媛県知事 加戸守行

| 名 称 | 辞退年月日 |
|-------------|------------|
| レディ薬局新居浜前田店 | 平成21年6月1日 |
| さかろく調剤薬局 | 平成21年8月31日 |

○愛媛県告示第1146号

次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。
平成21年9月11日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

| 実施者 | 地 域 | 調 査 期 間 | 成果の名称 |
|-----|--------|------------------|--------------|
| 西条市 | 下島山の一部 | 平成19年度から平成20年度まで | 西条市の地籍図及び地籍簿 |

- 2 認証年月日
平成21年9月11日

○愛媛県告示第1147号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、宇和島市三間町則、大藤、黒井地、成家、務田及び首根地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。
平成21年9月11日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・成妙地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成21年9月14日から10月15日まで
- 3 縦覧場所
宇和島市役所三間支所

○愛媛県告示第1148号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、宇和島市三間町曾根地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成21年9月11日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農地保全事業・成妙地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成21年9月14日から10月15日まで
- 3 縦覧場所
宇和島市役所三間支所

○愛媛県告示第1149号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成21年9月11日

愛媛県知事 加戸守行

| 土地改良事業の名称 | 土地改良事業の施行に係る地域 | 土地改良事業の工事の完了年月日 |
|-----------|----------------|-----------------|
| 一般農道整備事業 | 石畳地区 | 平成21年6月5日 |

○愛媛県告示第1150号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づき、生産事業者を次のように登録した。

平成21年9月11日

愛媛県知事 加戸守行

| 登録番号 | 生産事業者の氏名又は名称及び住所 | | 生産事業の内容 | | 事業所の名称及び所在地 | |
|------|------------------|----------------|--------------|----|-------------|----------------|
| | 氏名又は名称 | 住所 | 種 | 苗木 | 名称 | 所在地 |
| 397 | 石本興産株式会社 | 西予市三瓶町有網代37番地8 | 1 採取 2 精選 | | 石本興産株式会社 | 西予市三瓶町有網代37番地8 |

○愛媛県告示第1151号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成21年9月11日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 (1) 保安林の所在場所
四国中央市金生町山田井字早苗出東側乙116の1、乙116の2
- (2) 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林の所在場所
四国中央市富郷町豊坂字東山丙15、丙41、寒川町字寒川山乙239の2
- (2) 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の

所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

3 (1) 保安林の所在場所

四国中央市土居町上野乙316の11から乙316の15まで

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

土居町上野乙316の14・乙316の15（以上2筆について、

次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

4 (1) 保安林の所在場所

四国中央市富郷町豊坂字東山丙29の1、丙30の1、丙31の1、丙32、字中山丙135、丙136、丙137の1、丙138の1、丙142

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字東山丙29の1、字中山丙138の1
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 5(1) 保安林の所在場所
四国中央市豊岡町岡銅字檜谷丙23の13、丙23の14、字シダ尾丙24の1、丙24の2
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字檜谷丙23の14・字シダ尾丙24の1（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 6(1) 保安林の所在場所
四国中央市金田町半田字赤松谷丁64の26
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字赤松谷丁64の26（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 7(1) 保安林の所在場所
四国中央市土居町北野乙197の1、乙197の19
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
土居町北野乙197の1・乙197の19（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期
- 齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 8(1) 保安林の所在場所
四国中央市土居町畑野1733の1、1734の1、1738の1、1739の2、1740、1741
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
土居町畑野1733の1・1738の1・1741（以上3筆について、次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 9(1) 保安林の所在場所
四国中央市富郷町津根山字四ツ尾筋乙446の1、字四ツ尾乙447の2、土居町中村1600の1、1601の1
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
富郷町津根山字四ツ尾乙447の2・土居町中村1600の1・1601の1（以上3筆について、次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 10(1) 保安林の所在場所
四国中央市川滝町下山字井砂山丙256の1
- (2) 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 11(1) 保安林の所在場所
松山市儀式乙176の1、乙176の11、乙176の30、乙176の

31、乙 176 の43

- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備

- (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
儀式乙 176 の 1 (次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

- 12(1) 保安林の所在場所

松山市中島大浦3346、3348の2、3359の1、3360、3362、3363、3365の2

- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備

- (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
中島大浦3346・3362・3363・3365の2 (以上4筆について、次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

- 13(1) 保安林の所在場所

松山市饒乙89の1、乙 108、乙 109 の 2、乙 111、乙 113、乙 114

- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備

- (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
饒乙 109 の 2 ・ 乙 111 (以上 2 筆について、次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

- 14(1) 保安林の所在場所

松山市小浜乙 328、乙 329、長師1468の2

- (2) 指定の目的
土砂の崩壊の防備

- (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1152号

森林法 (昭和26年法律第 249 号) 第33条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成21年9月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

今治市玉川町龍岡上字タニノクチ道下丙 243、丙 244、丙 247、丙 251 から丙 255 まで、字今ヶ成丙 262、字ヒロセ丙 259 の 1、丙 263、丙 264、丙 266、丙 267、丙 275 から丙 277 まで、丙 279、丙 282 から丙 285 まで、字藤ヶ峰丁 210、字中ノ村丁 284、丁 285 の 1、丁 285 の 2、丁 286 の 1、丁 286 の 2、丁 287、丁 288 の 1 から丁 288 の 6 まで、丁 289 の 1、丁 289 の 2、丁 290 の 1、丁 290 の 2、丁 291、丁 292、丁 294、丁 297 の 1、丁 297 の 3、丁 297 の 4、丁 298、字岩門丁 426 の 1、丁 426 の 5、丁 426 の 8、丁 426 の 12 から丁 426 の 15 まで、丁 426 の 17、丁 426 の 18、丁 427 の 1 から丁 427 の 3 まで、丁 427 の 7、丁 427 の 9 から丁 427 の 11 まで、丁 427 の 19、丁 427 の 23、丁 427 の 26、丁 427 の 27、丁 428 の 1、丁 428 の 2、丁 430、丁 431、丁 432 の 1 から丁 432 の 10 まで、丁 432 の 13、丁 432 の 16 から丁 432 の 20 まで、丁 433 の 1 から丁 433 の 4 まで、丁 433 の 9、丁 433 の 11、丁 433 の 13 から丁 433 の 18 まで、丁 433 の 20 から丁 433 の 22 まで、字ヤゲン谷丁 435 の 2、丁 435 の 4、丁 435 の 10 から丁 435 の 17 まで、丁 435 の 19、丁 435 の 20、丁 435 の 24、丁 435 の 25、丁 435 の 30、丁 435 の 31、字大平谷丁 436 の 2、丁 436 の 6、丁 436 の 8、字ウシガ谷丁 438 の 1、丁 438 の 2、丁 438 の 4 から丁 438 の 12 まで、丁 438 の 19、丁 438 の 20、字イノコ谷丁 439 の 1 から丁 439 の 4 まで、丁 439 の 10、丁 439 の 16、字小谷丁 440 の 1 から丁 440 の 3 まで、字フキヶ谷丁 441 の 1 から丁 441 の 10 まで、丁 441 の 12、丁 441 の 15、丁 441 の 18、丁 441 の 19、丁 441 の 23 から丁 441 の 26 まで、字馬場丁 442 の 1 から丁 442 の 3 まで、丁 442 の 5、丁 442 の 7、丁 442 の 19、字ウトウ谷丁 443 の 1 から丁 443 の 3 まで、丁 443 の 9 から丁 443 の 13 まで、丁 444 の 2、丁 444 の 4、丁 444 の 5、丁 444 の 7、丁 444 の 8、丁 444 の 12、丁 444 の 13、丁 444 の 15 から丁 444 の 18 まで、字高橋谷丁 445 の 1、丁 445 の 2、丁 445 の 4、丁 445 の 5、丁 445 の 9 から丁 445 の 16 まで、丁 445 の 19、丁 445 の 26、字島ヶ谷丁 446 の 1、丁 446 の 3、丁 446 の 7、丁 446 の 12、丁 446 の 13、丁 446 の 15、丁 446 の 16、丁 446 の 20、丁 446 の 21、丁 446 の 26 から丁 446 の 29 まで、丁 446 の 31 から丁 446 の 34 まで、丁 446 の 37、丁 447 の 1、丁 447 の 2、丁 447 の 12、丁 447 の 16 から丁 447 の 20 まで、字下谷丁 454 の 8、丁 454 の 15、丁 454 の 16、丁 454 の

18から丁 454 の21まで、丁 454 の23、丁 454 の31

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治

市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1153号

港湾法（昭和25年法律第 218 号）第34条において準用する同法第12条第 5 項の規定に基づき、三島川之江港湾湾施設の概要を次のとおり公示する。

平成21年 9月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 種 類 | 位 置 | 数 量 及 び 能 力 |
|-----|----------------------|-----------------------------|
| 道 路 | 四国中央市三島中央一丁目2316番の地先 | 延長451.00メートル 幅員16.25メートル |

○愛媛県告示第1154号

海岸法（昭和31年法律第 101 号）第 3 条第 1 項の規定により海岸保全区域を指定したので、海岸保全区域の指定（昭和33年 3月愛媛県告示第 200 号）の一部を次のように改正する。

平成21年 9月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | | | | 改 正 前 | | | |
|------------|-------|-------|--|------------|-------|-------|---|
| 愛媛県豊後水道東沿岸 | | | | 愛媛県豊後水道東沿岸 | | | |
| 海岸名 | 地区海岸名 | 地先海岸名 | 区 域 | 海岸名 | 地区海岸名 | 地先海岸名 | 区 域 |
| 川之石港 | 省略同 | 楠町 | <p>基点 1 から基点22までを順次結んだ線並びに基点22、補助点22、補助点21、補助点20、補助点19、補助点18、補助点17、補助点16、補助点15、補助点14、補助点13、補助点12、補助点11、補助点 6、補助点 7、補助点 8、補助点 9、補助点 5、補助点 4、補助点 3、補助点 1 及び基点 1 を順次結んだ線により囲まれた区域</p> <p>基点及び補助点の表示（角度の表示は、真北）</p> <p>基点 1 は、八幡浜市保内町川之石 1 番耕地236番13地先の金属標（北緯33度28分37秒、東経132度23分49秒）</p> <p>基点 2 は、基点 1 から108度09分33秒20.00メートルの地点</p> <p>基点 3 は、基点 2 から197度07分36秒61.00メートルの地点</p> <p>基点 4 は、基点 3 から194度23分00秒256.00メートルの地点</p> <p>基点 5 は、基点 4 から144度43分27秒5.00メートルの地点</p> <p>基点 6 は、基点 5 から110度19分31秒169.00メートルの地点</p> <p>基点 7 は、基点 6 から20度32分13秒23.00メートルの地点</p> <p>基点 8 は、基点 7 から110度32分12秒36.00メートルの地点</p> | 川之石港 | 省略同 | 楠町 | <p>イ線、ロ線、ハ線、ニ線及びホ線により囲まれた区域</p> <p>注</p> <p>イ線 川之石 1 番耕地236番地地先楠町地区海岸護岸標柱から海面に至る川之石港湾区域境界線上30メートルの地点まで引いた線</p> <p>ロ線 イ線の終点から川之石11番耕地12番地地先一本松より海面に向ひ川之石港湾区域境界線上30メートルの地点に至る楠町地区海岸物揚場及び護岸天端前肩より海面側30メートルの線</p> <p>ハ線 ロ線の終点から93度30分50.5メートルの地点まで引いた線</p> <p>ニ線 ハ線の終点からイ線の起点より118度40分20メートルの地点に至る楠町地区海岸物揚場及び護岸天端前肩より陸地側20メートルの線</p> <p>ホ線 ニ線の終点からイ線の起点まで引いた線</p> |

基点 9 は、基点 8 から201度03分54秒15 .
00メートルの地点

基点10は、基点 9 から108度31分47秒283
.00メートルの地点

基点11は、基点10から157度56分52秒48 .
00メートルの地点

基点12は、基点11から148度14分29秒90 .
00メートルの地点

基点13は、基点12から165度55分24秒28 .
00メートルの地点

基点14は、基点13から178度41分59秒21 .
00メートルの地点

基点15は、基点14から189度36分02秒61 .
00メートルの地点

基点16は、基点15から201度51分20秒24 .
00メートルの地点

基点17は、基点16から216度02分25秒36 .
00メートルの地点

基点18は、基点17から213度20分06秒16 .
00メートルの地点

基点19は、基点18から206度54分22秒15 .
00メートルの地点

基点20は、基点19から195度39分32秒12 .
00メートルの地点

基点21は、基点20から191度49分22秒66 .
00メートルの地点

基点22は、基点21から174度41分06秒6 0
0メートルの地点

補助点22は、基点22から266度09分11秒
50 .00メートルの地点

補助点21は、基点21から275度47分22秒
51 .00メートルの地点

補助点20は、基点20から283度25分03秒
50 .00メートルの地点

補助点19は、基点19から290度47分19秒
51 .00メートルの地点

補助点18は、基点18から299度32分02秒
51 .00メートルの地点

補助点17は、基点17から304度47分59秒
50 .00メートルの地点

補助点16は、基点16から298度51分29秒
51 .00メートルの地点

補助点15は、基点15から285度57分57秒
51 .00メートルの地点

補助点14は、基点14から274度37分45秒
51 .00メートルの地点

補助点13は、基点13から261度54分47秒
51 .00メートルの地点

補助点12は、基点12から249度45分28秒
51 .00メートルの地点

補助点11は、基点11から247度24分05秒
51 .00メートルの地点

補助点 6 は、基点 6 から170度47分51秒
 71.00メートルの地点

補助点 7 は、基点 7 から167度26分06秒
 65.00メートルの地点

補助点 8 は、基点 8 から234度10分06秒
 65.00メートルの地点

補助点 9 は、基点 9 から225度29分31秒
 85.00メートルの地点

補助点 5 は、基点 5 から194度10分59秒
 70.00メートルの地点

補助点 4 は、基点 4 から259度45分59秒
 55.00メートルの地点

補助点 3 は、基点 3 から284度23分00秒
 50.00メートルの地点

補助点 1 は、基点 1 から288度09分33秒
 30.00メートルの地点

2 予定海岸保全区域と港湾区域との関係

予定海岸保全区域の全域が川之石港港湾区域にある。

3 当該県知事が指定しようとする理由

川之石港の海岸は豊後水道に直面し台風時の波浪や季節風によりしばしば災害をこうむり背後地に及ぼす被害も甚大であるので海岸堤防施設管理の万全を期するため海岸保全区域に指定する必要がある。

4 港湾管理者の意見

川之石港港湾区域のうち川之石港海岸の地域を海岸保全区域として指定されることについては異議はない。

5 その他

川之石港港湾区域

松ヶ鼻から丸岩鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面、同海面から川之石漁港区域（松ヶ鼻から正北100メートルの地点に引いた線、同地点から初ヶ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）を除く。

添付書類

- 1 愛媛県知事の協議書の写
- 2 予定海岸保全区域及び港湾区域の平面図

○愛媛県告示第1155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 9月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|------------------------------|-------------|
| 県 道 | 三坂松山線 | 松山市窪野町甲365番4から 同町甲394番2まで | 平成21年 9月11日 |

○愛媛県告示第1156号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。

平成21年 9月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| | | |
|-----------------------|----------------------|-------------|
| 変更の承認を受けた農地保有合理化法人の名称 | 変更の承認に係る農地保有合理化事業の種類 | 承認年月日 |
| 社団法人鬼北町農業公社 | 法第4条第2項第1号に掲げる事業 | 平成21年 9月 2日 |

○愛媛県告示第1157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 9月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路 線 名 | 区 間 | 旧・新別 | 敷 地 の 員 | 延 長 | 備 考 |
|-------|-------|---------------------------------|------|------------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 長浜中村線 | 大洲市多田甲1430番4から 同市多田甲1434番1まで | 旧 | メートル 5.0~11.0 | キロメートル 0.120 | |
| | | | 新 | 5.0~11.0 | 0.120 | |

○愛媛県告示第1158号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 9月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|---------------------------------|-------------|
| 県 道 | 長浜中村線 | 大洲市多田甲1430番4から 同市多田甲1434番1まで | 平成21年 9月11日 |